

議会基本条例？・・・議会の役割を再定義し、公開度を上げて説明責任を果たすなど、議会活動活性化のための運営ルールを定めるもの。

『議会の憲法』小美玉市議会基本条例の素案が完成！！



議員提案条例等調査特別委員会

小美玉市議会では、更なる議会の活性化を図るため、議会基本条例の素案をまとめました。この素案は、約2年間にわたる議員提案条例等調査特別委員会と全員協議会での調査・検討をとおして策定したものです。

議会基本条例とは

平成18年に北海道栗山町議会が、それまで明文化されていなかった議会の意義などを条例として全国に先駆けて制定しました。

現在、基本条例は「議会の憲法」と称せられ、全国地方自治体の約4割の議会において制定されています。

多くの条例では、市民に対し、議会の役割や議会と市民との関係、議会と市長との関係などを明示するとともに、議会のあるべき姿、進むべき方向、議会と議員が負わねばならない責務などを定め、市長と対等の責任を担って市民に信頼され、存在感のある議会運営を目指しています。

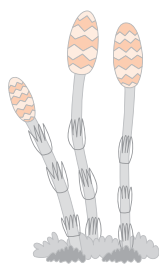
条例制定の必要性

市民から選挙で選ばれた議員により構成される小美玉市議会は、

同じく市民から選挙で選ばれた小美玉市長とともに小美玉市の代表機関を構成しています。議会及び市長はこの二元代表制の下で、ともに市民の負託を受けて活動し、市民の意思を市政に的確に反映させるために議論し合い、協力し合いながらその使命を果たす責務を負っています。

また、地方分権の時代を迎え地域の自立が益々求められている現在、議会が市民の代表機関として地域における民主主義の発展と住民福祉の向上のために果たすべき役割は一段と大きくなっています。

こうした中、「小美玉市自治基本条例」では、議会の権限や責務等の基本的事項が既に位置づけられているので、今回は、更にその内容を拡充するため、独自の議会運営のルールを定めることとしました。



素案の主な内容

素案の本身は、これまで議会で行い組んでいた内容を継続するものも含まれますが、これを機に新しい仕組みを幅広く採り入れようとしています。議員間の自由討議、会派制の導入、議会報告会の開催、市長等への反問権の付与、議長・副議長選出の所信表明、災害時対応、検証見直しなどを条文として明文化しており、何れも極めて重要な事項であって、実施に向けては今後、各種調査や更なる議論が必要となります。

◆素案に対するご意見をお聞かせください

【パブリックコメント】

現在、市民の皆様から素案に対するご意見を広くいただくため、パブリックコメントを実施しています。

実施期間・・・1月6日から2月12日まで

閲覧場所・・・本庁、各総合支所、四季健康館

素案策定までの歩み

素案策定に向けた主な取組の経過は次のとおりです。

平成 25 年

- ・ 2 月 先進地視察
福島県会津若松市議会（全体研修）
- ・ 3 月 全員協議会で議会基本条例策定に向けての意思統一
- ・ 7 月 議会基本条例制定に向けての講演会
講師：茨城大学 佐川泰弘教授



- ・ 8 月 先進地視察
埼玉県飯能市議会（全体研修）
- ・ 9 月 議員提案条例等調査特別委員会で議会基本条例の制定スケジュールと方針を決定。以降、議会基本条例策定委員会として協議・検討開始
- ・ 10 月 基本理念・議会改革体系図の協議・検討(翌年3月までに計10回開催)

平成 26 年

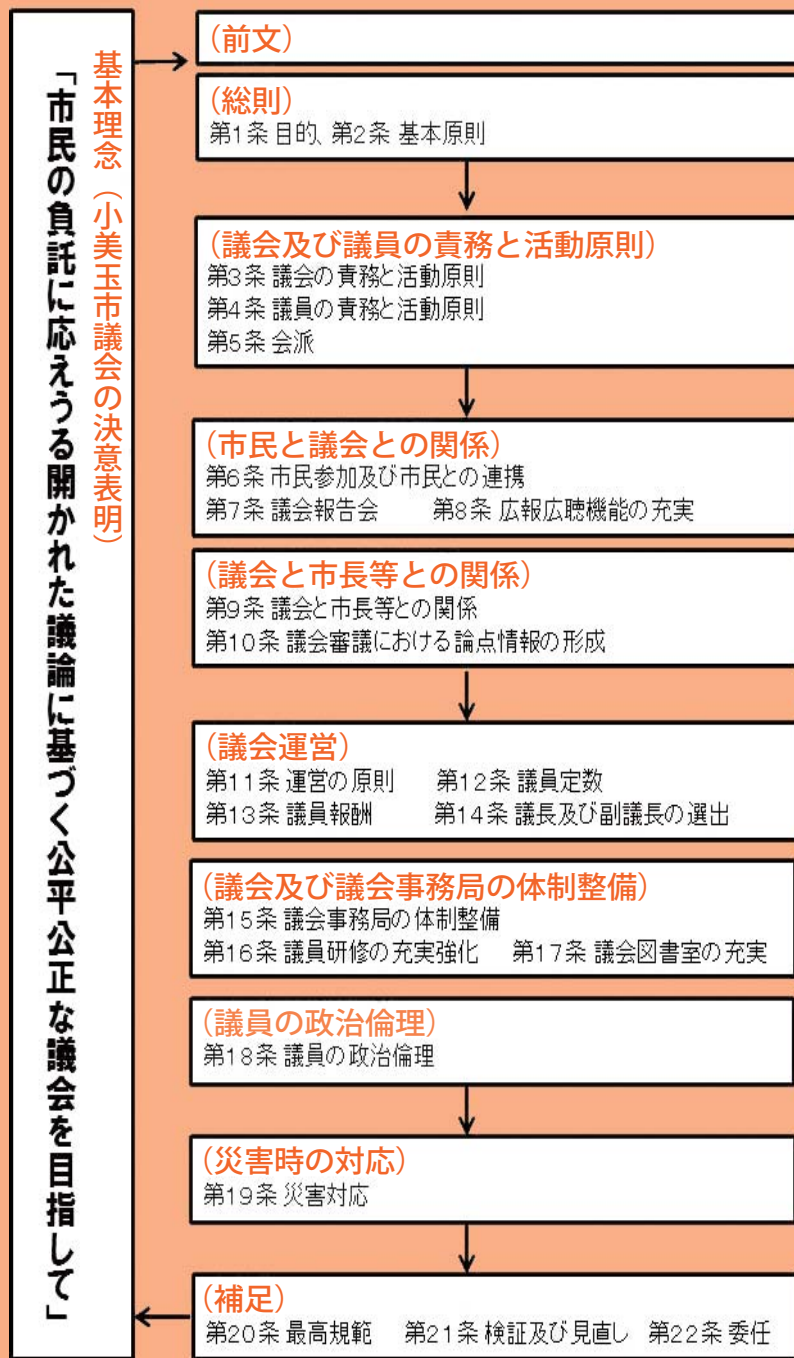
- ・ 1 月 先進地視察
那珂市議会（議会報告会）
- ・ 4 月 委員会で前文・骨組み・条立て・条文内容の協議・検討（11月までに計12回開催）
- ・ 5 月 先進地視察
那珂市議会（議会報告会）
- ・ 7 月 議会基本条例策定の背景と意義についての講演会
講師：茨城大学 馬渡剛准教授
- ・ 11 月 素案の内容決定（この間、議員全体での意思疎通を図るため全員協議会を10回開催）
- ・ 12 月 市民説明会の進め方の協議・検討

平成 27 年

- ・ 1 月 パブリックコメントの実施
- ・ 2 月 市民説明会
市内3か所で開催(素案の内容説明)
- ・ 3 月 定例会に議員発議で上程予定

パブリックコメント? : : 行政機関が規制の設定や改廃にあたり、原案を事前に公表し、市民の意見を求め、それを考慮して決定する制度。

小美玉市議会基本条例骨子（案）



【市民説明会】

※市ホームページでも素案をご覧ください。

- 2月4日（水）
午後7時～8時30分
小川文化センターアピオス
- 2月5日（木）
午後7時～8時30分
美野里公民館
- 2月6日（金）
午後7時～8時30分
玉里保健福祉センター